

## Tax

Issue P270/2018 – 2018年2月8日  
日本語翻訳版

# Tax Analysis

## 国家税務総局による「受益者」に関する新規定の公布

国家税務総局が2018年2月3日に「租税条約における“受益者 (beneficial owner)”に関する問題についての公告」(国家税務総局公告2018年第9号、以下「9号公告」)及びその解説を公布した。9号公告は、国税函[2009]601号通達(以下、「601号通達」)と国家税務総局公告2012年第30号(以下、「30号公告」)の一部規定を踏襲すると同時に、「受益者」の判定基準、セーフハーバールール、居住者身分の証明に関する要求などを改正したものである。9号公告の発効を以て、601号通達と30号公告は全文廃止となり、中国における「受益者」の判定ルールがより整備されたものとなる。特筆すべき点として、9号公告の解説は、9号公告の内容をより正確に理解するための詳しいガイダンスを図を交えた事例説明付きで提供しており、実務における9号公告の執行上の確実性及び適用可能性を大きく向上させた。

9号公告は、2018年4月1日以降に発生した納税義務或いは源泉徴収義務について租税条約の特典を享受する場合に適用される。

9号公告及びその解説のキーポイントは下記の通りである。

**Q1: 9号公告は、601号通達における「受益者の判定に関する7つのマイナス要因」に対して、どのように改正したか。**

**A1: 9号公告は、601号通達における「受益者の判定に関する7つのマイナス要因」のうち、要因1と要因2を見直し、「受益者」の判定基準を厳しくした。また、要因3と要因4は、改正後の要因2の判定に必要な分析内容と類似することを考慮し、削除された。要因5~7はそのまま踏襲された。改正前後の比較表は下表(表1)の通りである。**

表 1

改正前——601号通達	改正後——9号公告
(1) 申請者が所定の期間内(例えば、所得の受領後12ヶ月以内)に、所得の全て又は大部分(例えば、60%以上)を第三国(地域)の居住者に支払う、又は分配する義務を有する。	(1) 申請者が所得の受領後12ヶ月以内に、所得の50%以上を第三国(地域)の居住者に支払う義務を有する。ここでいう「支払う義務を有する」ことは、支払義務について約定がある場

Authors:

### Beijing

**Julie Zhang**

Partner

Tel: +86 10 8520 7511

Email: [juliezhang@deloitte.com.cn](mailto:juliezhang@deloitte.com.cn)

### Crystal Chen

Senior Manager

Tel: +86 10 8520 7881

Email: [yichen@deloitte.com.cn](mailto:yichen@deloitte.com.cn)

### Jessie Bi

Manager

Tel: +86 10 8520 7547

Email: [jebi@deloitte.com.cn](mailto:jebi@deloitte.com.cn)

	合、及び支払義務について約定がないものの、事実上支払うことになっている場合を含む。
(2) 所得を生じさせる財産又は権利を保有する他に、申請者がその他の経営活動を全く又はほとんど行っていない。	(2) 申請者が従事している経営活動は実質的な経営活動を構成しない。実質的な経営活動は、実質的な製造、販売、管理などの活動を含む。申請者が従事している経営活動が実質的な経営活動を構成するか否かの判定は、申請者が実際に担っている機能及び負っているリスクに基づき行うべきである。  申請者が株式の投資管理活動を実質的な業務として展開する場合、実質的な経営活動を構成すると認められる。申請者の株式投資管理活動は実質的な業務ではなく、その他の経営活動も活発ではない場合、実質的な経営活動を構成しない。
(3) 申請者が会社などの事業体である場合、申請者の資産、規模及び人員配置が小さく（又は少なく）、所得金額と見合わない。	削除
(4) 所得或いは所得を生じさせる財産又は権利に対して、申請者が全く又はほとんど支配権或いは処分権を有さず、リスクも全く負わないか、若しくはわずかしか負わない。	削除
(5) 締約相手国（地域）が関連の所得に対して課税しない若しくは免税とし、或いは課税するが、実効税率が極めて低い。	601 号通達と同様
(6) 利息の発生と支払の根拠となる貸付契約以外に、債権者と第三者との間に金額、利率及び締結時期等の面において近似するその他の貸付又は預金契約が存在している。	601 号通達と同様
(7) 特許権使用料の発生と支払の根拠となる著作権、特許、技術等の使用権譲渡契約以外に、申請者と第三者との間に著作権、特許、技術等の使用権又は所有権に関する譲渡契約が存在している。	601 号通達と同様

**Q2 : 9 号公告は、601 号通達における「受益者の判定に関する 7 つのマイナス要因」のうち、要因 1 に対してどのように改正したか。**

**A2 : 要因 1 の改正内容は主に下記を含む。**

- 従来の「所定の期間内」を「所得の受領後 12 ヶ月以内」に明確化した。
- 所得の支払（分配）比率を 60% から 50% に引き下げた。

For more information, please contact:

**International Tax Services**  
**National & Eastern China Leader**  
**Shanghai**

**Vicky Wang**  
Partner  
Tel: +86 21 6141 1035  
Email: [vicwang@deloitte.com.cn](mailto:vicwang@deloitte.com.cn)

**Northern China**  
**Beijing**

**Jennifer Zhang**  
Partner  
Tel: +86 10 8520 7638  
Email: [jenzhang@deloitte.com.cn](mailto:jenzhang@deloitte.com.cn)

**Southern China**  
**Hong Kong**

**Sharon Lam**  
Partner  
Tel: +852 2852 6536  
Email: [shalam@deloitte.com.hk](mailto:shalam@deloitte.com.hk)

**Western China**  
**Chongqing**

**Tony Zhang**  
Partner  
Tel: +86 23 8823 1216  
Email: [tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)

- 「支払う義務を有することは、支払義務について約定がある場合、及び支払義務について約定がないものの、事実上支払うことになっている場合を含む」と明確化した。

「支払義務について約定がないものの、事実上支払うことになっている場合」について、解説の中である関連者間貸付アレンジを例として解説を行った。当該事例において、申請者は受け取った配当金を関連者間貸付を通じて第三国にある親会社に提供しているが、当該貸付アレンジは公正ではなく、例えば、貸付契約において返済期限が約定されておらず、また、利率は申請者の所在国における同期間の銀行貸付金利よりも低く設定されている。この事例では、「支払義務について約定がないものの、事実上支払うことになっている場合」に該当すると判断されたが、関連者間貸付アレンジの存在自体は、必ずしも「マイナス要因1」の存在に直結するわけではなく、当該関連者間貸付アレンジは合理的な事業目的を伴うものであるか否か、及び関連の契約条項が公正であるか否かなどに関する考察のほうに、「マイナス要因1」の判定上、より重要であると考えられる。また、9号公告は30号公告の精神を引き継ぎ、受益者身分の判定に際して、複数の要因について総合的に考察しなければならないと明確に規定しているため、「マイナス要因1」の存在が確認されたからといって、必ずしも申請者の受益者身分が否認されるわけではない。

### Q3：9号公告は、601号通達における「受益者の判定に関する7つのマイナス要因」のうち、要因2に対してどのように改正したか。

#### A3：要因2の改正内容は主に下記を含む。

- 申請者の従事する経営活動に関する要求は「その他の経営活動を全く又はほとんど行っていない」から「申請者が従事している経営活動は実質的な経営活動を構成しない」に改正され、従来よりも厳しいものとなった。
- 「申請者が株式の投資管理活動を実質的な業務として展開する場合、実質的な経営活動を構成すると認められる」と明確に規定するとともに、判定について明確なガイダンスを提供した。
- 株式の投資管理活動とその他の経営活動を同時に展開する申請者について、株式の投資管理活動が実質的な業務を構成しない場合、その他の経営活動の活発さについても考察する必要があることを明確化した。

実務において、申請者が株式の投資管理活動のみに従事する場合、実質的な経営活動を構成するか否かに関する判定は、納税者と税務当局の間における論争の焦点となってきた。解説では、判定のガイダンスとして、「一般的に、申請者は投資に関する事前リサーチ、評価・分析、意思決定、実施、及び実施後の管理などの活動を行う必要がある」と明確に規定されており、また、納税者と税務当局の両方にとって参考価値の高い事例が複数挙げられている。それらの事例を下表（表2）にまとめた。

表2

判定要因	事例1	事例2	事例3
担っている機能	申請者は「株式の投資管理活動に従事している」と主張するが、業界・市場リサーチなどの活動を実際に展開しておらず、また、中国企業に対する管理機能を実際に履行していない。	申請者は中国国内の業界・市場リサーチなどの機能を担っていないが、投資に関する評価・分析、意思決定、及びアジア地域の各会社間における資金運用の統括機能を担っている。	申請者の主要機能はIT分野における買収対象企業の選定と買収の実施、業界リサーチ、地域市場リサーチ、投資プロジェクトの評価、投資リスクの分析、投資先の選択、投資に関する意思決定及び投資後の管理などを含む。申請者は買収した企業に対して、積極的に管理機能を履行している。
資産と人員の配置状況	申請者は5名の従業員を有すると主張するが、当該5名はいずれも申請者の親会社の従業員である。また、申請者に中国企業の管理機能を担う従業員はない。	申請者は中国のほか、日本、韓国、シンガポール、ベトナムなど十数ヶ国において50社の企業に投資している。申請者は8名の従業員を有する。	申請者が投資し管理している子会社の内60%は中国に、40%は中国の周辺国家に位置する。申請者は50名以上の従業員を有し、且つ上述の機能はいずれも申請者自身の従業員が履行している。
負っているリスク	申請者は中国企業から取得した配当金について投資計画を有しておらず、関連のリスクを負わない。	言及していない。	親会社に利益を分配せず、企業買収又は買収済み企業の業務拡張に投資している。
結論	申請者の活動が「実質的な経営活動」を構成することを証明するには不十分である。	申請者が担っている「地域本部」の機能が「実質的な経営活動」を構成すると考えられるが、従業員数が僅か8名であり、関連の機能を履行するには不十分であるため、「実	税務当局の観点として、総合的に分析した結果、申請者は「受益者」の身分を有すると認められる。

		質的な経営活動」を構成すると認められない。	
--	--	-----------------------	--

株式の投資管理活動とその他の経営活動を同時に展開する申請者は、その株式の投資管理活動が実質的な業務を構成しない場合、その他の経営活動が活発であるか否かをどのように判定すべきかについて、解説は事例分析を提供している。当該事例において、申請者はグループ内他社に調達サービスを提供すると同時に売買活動を行っているが、当該部分の経営活動による所得は所得総額（中国国内源泉所得を含む）の僅か8%を占めるのみのため、活発ではなく、実質的な経営活動を構成しないと判断された。

**Q4：配当金所得について、9号公告は30号公告における「セーフハーバールール」（規定に該当する者は無条件で受益者に認定されるルール）に対して、どのように改正したか。**

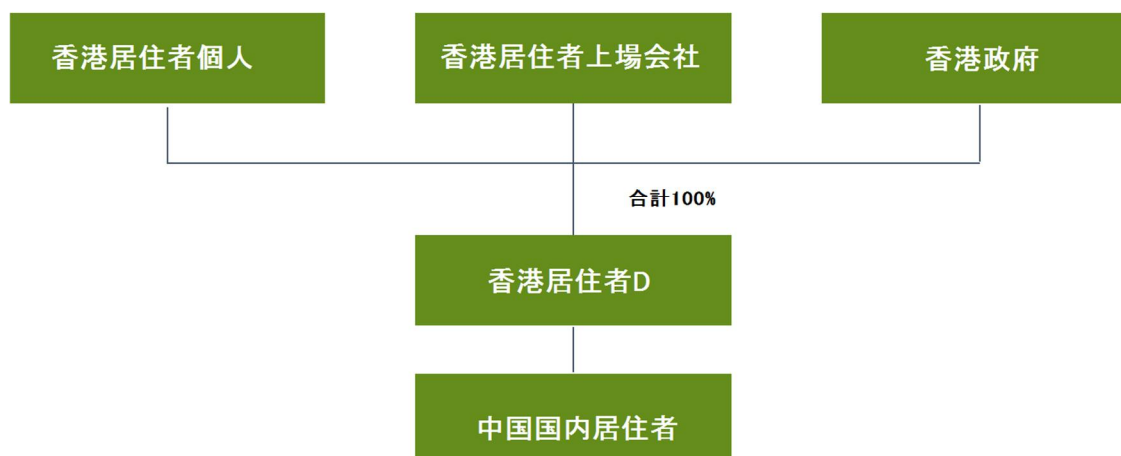
**A3：9号公告は、30号公告に規定されたセーフハーバーの範囲を拡大した（表3の通り）。**

表3

改正前——30号公告	改正後——9号公告
<p>租税条約による特典の適用を申請する締約相手国の居住者（以下、「申請者」）の、中国から取得する所得が配当金である場合、当該申請者が締約相手国の上場会社であるか、又は締約相手国の居住者かつ締約相手国の上場会社に100%直接或いは間接に保有される者であり、（中国居住者又は締約相手国の居住者ではない第三国或いは地域の居住者企業を通じて間接に持分が保有される場合を除く）、かつ当該配当金は上場会社の保有する株式を源泉とする所得である場合には、直ちに申請者の受益者の身分を認定できる。</p>	<p>中国から配当金を取得した申請者が下記の者である場合には、本公告第2条に規定された判定要因に基づく総合的な分析を必要とせず、申請者が「受益者」の身分を有すると直接判定することができる。</p> <p>(1) 締約相手国の政府  (2) 締約相手国の居住者かつ締約相手国で上場している会社  (3) 締約相手国の居住者個人  (4) 申請者が(1)から(3)のいずれかまたは複数によって直接または間接に100%持分を保有されており、かつ持分を間接保有する状況において、その中間持株者が中国居住者または締約相手国居住者である場合</p>

9号公告解説の事例3から見て、申請者の100%持分が複数の者に保有される投資ストラクチャーに、セーフハーバールールを適用する可能性が存在する。例えば、下記の図1で示したように、投資先の中国国内居住者から配当金を取得する香港居住者Dが、株主である香港政府、香港居住者個人及び香港居住者上場会社によって合計100%持分を保有される場合において、香港居住者Dを直接「受益者」に認定することができる。

図1



更に、上述に規定された合計100%の持分比率は、配当金を取得する前の連続12ヶ月以内のいずれの時点においても100%に達していなければならないと規定されている。これは、国税函[2009]81号通達における「非居住者は、中国居住者企業の持分を直接保有する比率が配当金を取得する前の連続12ヶ月以内のいずれの時点においても25%に達した場合、租税条約の特典適用を受けられる」規定、及び国税発[2010]75号通達第10条の「シンガポール居住者は、中国居住者企業の持分を直接保有する比率が配当金を取得する前の連続12ヶ月以内のいずれの時点においても25%に達した場合、租税条約の特典適用を受けられる」規定と一致するものであり、持分保有の連続性に関する要件である。

**Q5：601号通達と30号公告の規定により、配当金を取得する申請者がセーフハーバールールを適用できず、かつ総合的な分析を経て受益者要件を満たしていないと判断された場合、租税条約の特典適用を受けられない。9号公告において、この規定に変化はないか。**

**A5：9号公告において、「申請者の100%持分を直接或いは間接に保有する者が受益者要件を満たしている者であり、且つ下記2つの状況のいずれかに該当する場合において、セーフハーバールールの適用要件及び受益者要件を満たしていない申請者であっても、その株主の受益者身分の恩恵で、租税条約の特典適用を受けられる」と規定されている。この規定により、申請者による租税条約の特典適用のチャンスが大きく増えた。上述の内、「受益者要件を満たす」とは、9号公告第2条に規定された5つの要因（Q1を参照のこと）に基づく総合的な分析を経て、受益者の身分を有すると認定されることを指す。**

### シナリオ1

上述の「受益者要件を満たしている者」は、申請者の所属する居住地国（地域）の居住者である。

シナリオ1では、「受益者要件を満たしている者」と申請者の間に中間持株者が存在するか否か、及び中間持株者の具体的な状況（例えば、中間持株者がどの国家（地域）の居住者であるか）について、要求されていない。

解説の図例5では、下記の事例説明が挙げられている。下記の図2で示したように、投資先の中国国内居住者から配当金を取得する香港居住者Eは受益者要件を満たしていないものの、その100%持分を間接に保有する香港居住者Fは受益者要件を満たしているため、香港居住者Eと香港居住者Fの間に、第三国（地域）のイギリス領ヴァージン諸島（以下、「BVI」。BVIと中国の間に租税条約が締結されていない）に位置する中間持株者が存在するにも関わらず、香港居住者Eは受益者の身分を有すると認められる。

図2



### シナリオ2

上述の「受益者要件を満たしている者」は申請者の所属する居住地国（地域）の居住者ではないが、その者、及びその者が申請者の持分を間接に保有する状況における全ての中間持株者は「適格者」である。9号公告において、上述の「適格者」は、「中国から取得した配当金について、中国とその者の所属する居住地国（地域）との間に締結された租税条約（取極め）に基づき、申請者が享受できる租税条約の特典と同等以上の特典を享受できる者」と定義されている。

例を挙げると、下記の図3-1と図3-2で示したように、投資先の中国国内居住者から配当金を取得する香港居住者Dは受益者要件を満たしておらず、その100%持分を間接に保有するUK居住者Eは受益者要件を満たしている。図3-1において、中間持株者であるマレーシア居住者Fは、中国・マレーシア租税条約により、中国から取得した配当金について10%の源泉所得税が課される。一方、中国・香港租税取極めにより、配当金所得に対して5%の源泉所得税が課される。そのため、マレーシア居住者Fは「適格者」ではない。対比的に、図3-2において、UK居住者E及び中間持株者のシンガポール居住者Gは、それぞれ中国・UK租税条約と中国・シンガポール租税条約により、中国から取得した配当金について、中国・香港租税取極めの規定と同様に5%の源泉所得税が課されるため、UK居住者E及びシンガポール居住者Gは「適格者」であり、香港居住者Dは「受益者」の身分を有すると認められる。

図3-1

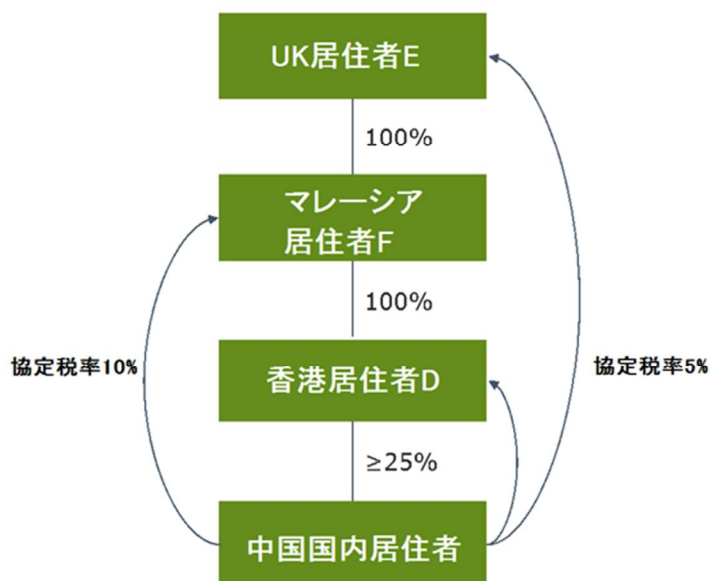


図3-2

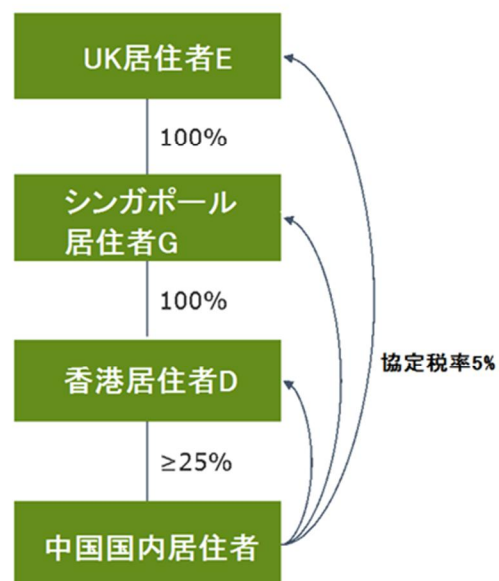


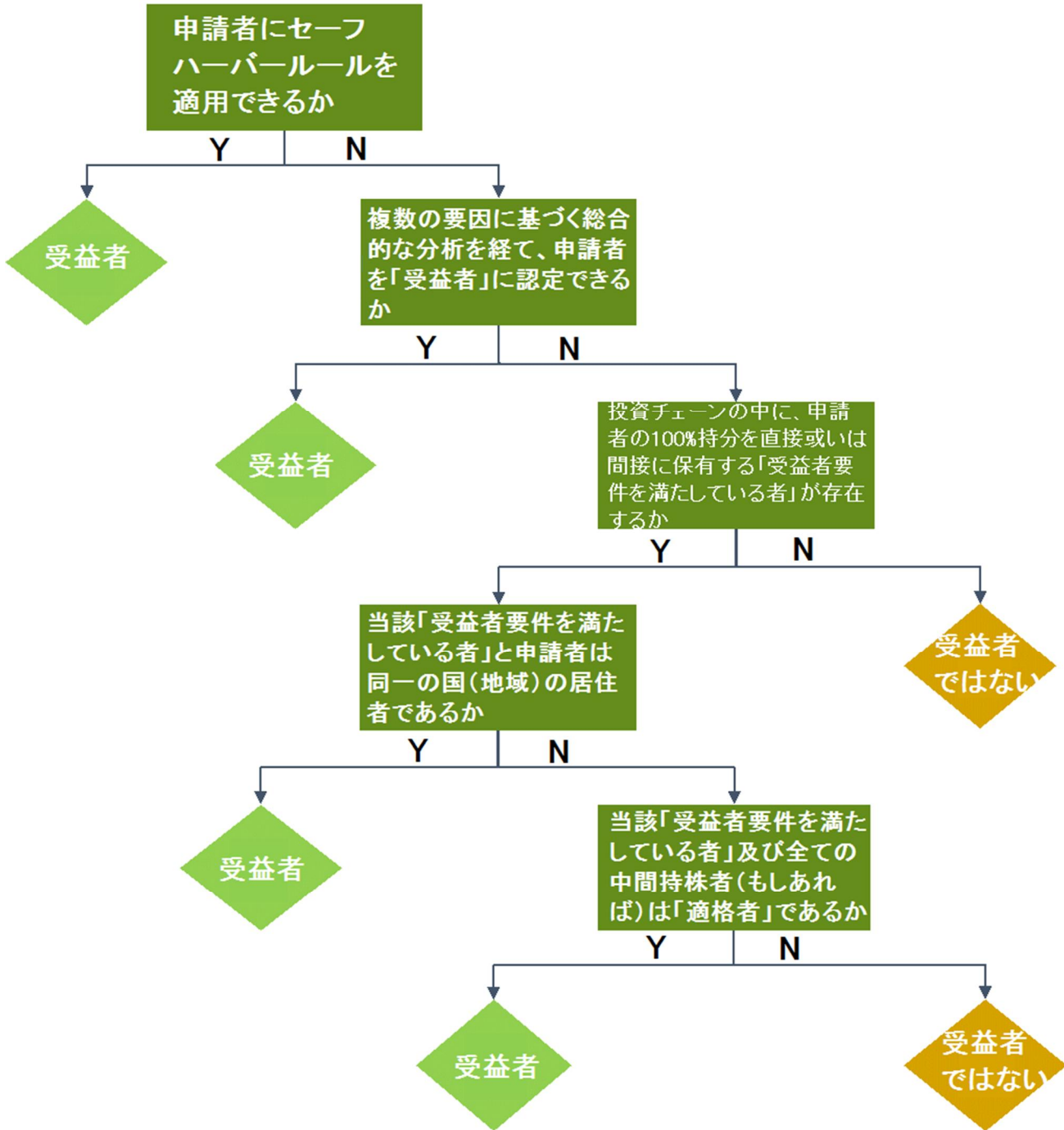
図3-2と図2から分かるように、申請者がその100%持分を間接に保有する「受益者要件を満たしている者」の恩恵でしか受益者の身分を得られない状況において、当該「受益者要件を満たしている者」と申請者が異なる居住地国（地域）の居住者である場合、そうでない場合よりも中間持株者に対する要求が厳しい。

セーフハーバールールにおける持分保有の連続性に関する要求と同様に、上述2つの状況において、「関連の持分比率は、配当金を取得する前の連続12ヶ月以内のいずれの時点においても法定の要求を満たさなければならない」と規定されている。

#### 受益者身分の判定方法まとめ

下記の通り、租税条約の特典適用を目的とした受益者身分の判定手順をディシジョンツリー形式にまとめた。

図4



また、セーフハーバールール及びQ5の2つのシナリオにおける中間持株者の要件及び居住者身分証明書の提出要求を下記の表4にまとめた。

表4

	セーフハーバールール	Q5 シナリオ 1	Q5 シナリオ 2
中間持株者の存在が認められるか	Y	Y	Y
中間持株者は第三国（地域）の居住者である状況は許容可能か	N	Y	Y
中間持株者に対して、その他の要件はあるか	N	N	「適格者」であること

誰の居住者身分証明書を提出すべきか	①申請者、②申請者の100%持分を直接或いは間接に保有する者、③中間持株者	①申請者、②受益者要件を満たしている者	①申請者、②受益者要件を満たしている者、③適格者である中間持株者
-------------------	---------------------------------------	---------------------	----------------------------------

**Q6：9号公告において、租税条約の特典適用を申請する者が提出すべき資料について、どのような新しい要求が出されたか。**

**A6：9号公告において、提出すべき居住者身分証明書の対象期間、及び誰の居住者身分証明書を提出すべきかについて、新しい要求が提示されている。**

これまでの実務において、納税者が提出した居住者身分証明書の対象期間は無関係な年度であるケースが散見された。例えば、納税者が2018年において、2016年の所得に対して租税条約の特典適用と税還付を申請したが、提出した居住者身分証明書は、2016年或いは2015年における当該納税者の居住者身分ではなく、2018年における当該納税者の居住者身分を証明するものである。これを受け、9号公告は、「所得を取得した当年度或いは前年度における申請者或いはその株主の居住者身分を証明できる書類を提出しなければならない」と明確に規定している。

誰の居住者身分証明書を提出すべきかについては、前述の表4を参照されたい。

**Q7：申請者は受益者の身分さえ取得すれば、租税条約の特典適用を受けられるか。**

**A7：9号公告の規定により、申請者が受益者の身分を有する場合においても、税務当局は租税条約における主要目的テスト（PPT：Principal purposes test）条項、或いは国内法の一般的租税回避否認規定（GAAR：General Anti-Avoidance Rule）に基づき、申請者による租税条約の特典適用を否認することができる。**

中国が最近締結（改正）した一部の租税条約に、PPT条項が組み込まれている。その内、租税条約全文に適用されるもの（例えば、中国・ドイツ租税条約第29条「その他ルール」第1項：租税条約の特典を受けることが取決めもしくは取引の主たる目的の一つである場合、本租税条約の目的と趣旨を反するものとして、その特典を与えないものとする）、及び配当金、利息、ロイヤリティその他所得に関する条項にのみ適用されるもの（例えば、中国・UK租税条約第10条「配当金」第7項：配当金を支払う根拠となる持分或いはその他の権利の発生と分配は、何らかの者が本条の規定による特典を受けることを主たる目的、若しくは主たる目的の一つとして行った場合には、本条の規定による特典を与えないものとする）に分けられる。また、中国は2017年6月に「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（BEPS防止措置実施条約）に署名し、中国が締結した租税条約にPPT条項を導入することを承諾した。BEPS防止措置実施条約の関連条項が発効すれば、主要目的テストの影響がより広範なものとなる。

国内法の一般的租税回避否認規定を根拠に租税条約の特典享受を否認できるか否かについて、論争が繰り返されてきた。国家税務総局は9号公告において、「申請者が受益者の身分を有する場合においても、税務当局は一般的租税回避否認規定に基づき税務調査を展開することができる」と明確に規定している。実務におけるもう一つの懸念事項は、「税務当局は一般的租税回避否認規定を根拠に租税条約のキャピタル・ゲイン条項による特典の享受を否認できるか否か」である。私どもの観点として、税務当局は9号公告の規定に基づき、一般的租税回避否認規定を根拠に納税者の受益者身分を否認できる以上、一般的租税回避否認規定を根拠に租税条約のキャピタル・ゲイン条項による特典の享受を否認できるはずである。

**Q8：9号公告において、「代理人」についてどのような新规定が出されたか。**

**A8：9号公告は「代理人」の定義を更に明確化するとともに、30号公告にいう「代理人が申請者を代行して所得を受領する行為」に該当しない状況を明確にした。**

9号公告は30号公告の精神を引き継ぎ、「代理人が申請者を代行して取得を受領する行為は、申請者に対する受益者判定に影響を与えない」ことを改めて明確にした。また、「代理人が申請者を代行して取得を受領する行為」は、株主が持分の保有に基づき配当を受ける行為、債権者が債権の保有に基づき利息を受領する行為、ライセンサーがライセンス付与に基づきロイヤリティを受領する行為が含まれないことが明確に規定されている。

**コメント**

受益者身分の認定は納税者と税務当局の両方にとって、注目の焦点とされてきた。9号公告及びその解説の公布により、中国における受益者の判定ルールがより整備されたものとなった。9号公告及びその解説は、申請者による租税条約の特典適用のチャンスを増やし、複数の問題について納税者と税務当局の両方により明確なルールと実施ガイダンスを提供す



るものであり、また、OECDによるBEPS行動6の成果を導入することで、租税条約の濫用防止を政策面で強化した。納税者は9号公告における最新の規定に基づき、自身の取引アレンジを見直すことで、合理的に対応する必要がある。

**Tax Analysis** is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact:

#### Beijing

**Andrew Zhu**  
Partner  
Tel: +86 10 8520 7508  
Fax: +86 10 8518 1326  
Email: [andzhu@deloitte.com.cn](mailto:andzhu@deloitte.com.cn)

#### Chengdu

**Frank Tang / Tony Zhang**  
Partner  
Tel: +86 28 6789 8188  
Fax: +86 28 6500 5161  
Email: [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)  
[tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)

#### Chongqing

**Frank Tang / Tony Zhang**  
Partner  
Tel: +86 23 8823 1208 / 1216  
Fax: +86 23 8859 9188  
Email: [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)  
[tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)

#### Dalian

**Bill Bai**  
Partner  
Tel: +86 411 8371 2816  
Fax: +86 411 8360 3297  
Email: [bilbai@deloitte.com.cn](mailto:bilbai@deloitte.com.cn)

#### Guangzhou

**Victor Li**  
Partner  
Tel: +86 20 8396 9228  
Fax: +86 20 3888 0121  
Email: [vicli@deloitte.com.cn](mailto:vicli@deloitte.com.cn)

#### Hangzhou

**Qiang Lu / Fei He**  
Partner  
Tel: +86 571 2811 1901  
Fax: +86 571 2811 1904  
Email: [qilu@deloitte.com.cn](mailto:qilu@deloitte.com.cn)  
[fhe@deloitte.com.cn](mailto:fhe@deloitte.com.cn)

#### Harbin

**Jihou Xu**  
Partner  
Tel: +86 451 8586 0060  
Fax: +86 451 8586 0056  
Email: [jihxu@deloitte.com.cn](mailto:jihxu@deloitte.com.cn)

#### Hong Kong

**Sarah Chin**  
Partner  
Tel: +852 2852 6440  
Fax: +852 2520 6205  
Email: [sachin@deloitte.com.hk](mailto:sachin@deloitte.com.hk)

#### Jinan

**Beth Jiang**  
Partner  
Tel: +86 531 8518 1058  
Fax: +86 531 8518 1068  
Email: [betjiang@deloitte.com.cn](mailto:betjiang@deloitte.com.cn)

#### Macau

**Raymond Tang**  
Partner  
Tel: +853 2871 2998  
Fax: +853 2871 3033  
Email: [raytang@deloitte.com.hk](mailto:raytang@deloitte.com.hk)

#### Nanjing

**Frank Xu / Rosemary Hu**  
Partner  
Tel: +86 25 5791 5208 / 6129  
Fax: +86 25 8691 8776  
Email: [frakxu@deloitte.com.cn](mailto:frakxu@deloitte.com.cn)  
[roshu@deloitte.com.cn](mailto:roshu@deloitte.com.cn)

#### Shanghai

**Eunice Kuo**  
Partner  
Tel: +86 21 6141 1308  
Fax: +86 21 6335 0003  
Email: [eunicekuo@deloitte.com.cn](mailto:eunicekuo@deloitte.com.cn)

#### Shenyang

**Jihou Xu**  
Partner  
Tel: +86 24 6785 4068  
Fax: +86 24 6785 4067  
Email: [jihxu@deloitte.com.cn](mailto:jihxu@deloitte.com.cn)

#### Shenzhen

**Victor Li**  
Partner  
Tel: +86 755 3353 8113  
Fax: +86 755 8246 3222  
Email: [vicli@deloitte.com.cn](mailto:vicli@deloitte.com.cn)

#### Suzhou

**Maria Liang / Kelly Guan**  
Partner  
Tel: +86 512 6289 1328 / 1297  
Fax: +86 512 6762 3338  
Email: [mliang@deloitte.com.cn](mailto:mliang@deloitte.com.cn)  
[kguan@deloitte.com.cn](mailto:kguan@deloitte.com.cn)

#### Tianjin

**Andrew Zhu**  
Partner  
Tel: +86 22 2320 6688  
Fax: +86 22 8312 6099  
Email: [andzhu@deloitte.com.cn](mailto:andzhu@deloitte.com.cn)

#### Wuhan

**Gary Zhong**  
Partner  
Tel: +86 27 8526 6618  
Fax: +86 27 6885 0745  
Email: [gzhong@deloitte.com.cn](mailto:gzhong@deloitte.com.cn)

#### Xiamen

**Jim Chung / Charles Wu**  
Partner / Director  
Tel: +86 592 2107 298 / 055  
Fax: +86 592 2107 259  
Email: [jichung@deloitte.com.cn](mailto:jichung@deloitte.com.cn)  
[chwu@deloitte.com.cn](mailto:chwu@deloitte.com.cn)

#### About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

#### National Tax Technical Centre

Email: [ntc@deloitte.com.cn](mailto:ntc@deloitte.com.cn)

#### National Leader

##### Southern China (Hong Kong)

**Ryan Chang**  
Partner  
Tel: +852 2852 6768  
Fax: +852 2851 8005  
Email: [ryanchang@deloitte.com](mailto:ryanchang@deloitte.com)

##### Northern China

**Julie Zhang**  
Partner  
Tel: +86 10 8520 7511  
Fax: +86 10 8518 1326  
Email: [juliezhang@deloitte.com.cn](mailto:juliezhang@deloitte.com.cn)

#### Eastern China

##### Kevin Zhu

Director

Tel: +86 21 6141 1262

Fax: +86 21 6335 0003

Email: [kzhu@deloitte.com.cn](mailto:kzhu@deloitte.com.cn)

#### Southern China (Mainland/Macau)

##### German Cheung

Director

Tel: +86 20 2831 1369

Fax: +86 20 3888 0121

Email: [gercheung@deloitte.com.cn](mailto:gercheung@deloitte.com.cn)

#### Western China

##### Tony Zhang

Partner

Tel: +86 23 8823 1216

Fax: +86 23 8859 9188

Email: [tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wandy Luk by either email at [wanluk@deloitte.com.hk](mailto:wanluk@deloitte.com.hk) or by fax to +852 2541 1911.

#### About Deloitte Global

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves four out of five Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 244,400 professionals make an impact that matters, please connect with us on Facebook, LinkedIn, or Twitter.

#### About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants. To learn more about how Deloitte makes an impact that matters in the China marketplace, please connect with our Deloitte China social media platforms via [www2.deloitte.com/cn/en/social-media](http://www2.deloitte.com/cn/en/social-media).

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. None of the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.